

まちなか体験促進事業業務 仕様書

1. 業務の目的

福井駅周辺のエリア「まちなか」において、福井ならではの文化・食・ものづくり等を体験できるメニューを造成・販売し、観光消費の拡大と周辺地域への誘客を図ることを目的とする。

2. 業務名 まちなか体験促進事業業務（以下「本業務」という。）

3. 委託場所 福井市中央、順化、宝永地係ほか（福井駅周辺）

4. 委託期間 契約の日から令和9年3月31日まで

5. 業務内容

受注者は、体験メニューの企画造成から、拠点確保、講師手配、予約・販売、プロモーション、運営体制構築までを一体的に行い、将来的な自走化を見据え、以下の業務を実施するものとする。

（1）体験拠点の確保

①福井駅周辺において、各種体験を提供できる拠点を確保すること。

なお、拠点のうち一つは、福井市観光交流センターを拠点に活用すること。

これ以外の拠点を使用する場合は、事前に市の了解を得ること。

②拠点の確保にあたっては、施設管理者等と協議のうえ、条件調整、必要な手続き（許可、届出等）を行うこと。

（2）体験メニューの造成

①「和」「食」「作」「遊」などをテーマとした体験メニュー（以下「メニュー」という。）をテーマ全体で5種以上造成すること。

（メニュー例）

「和」・・・着付け、茶道 「食」・・・そば打ち、羽二重餅食べ比べ

「作」・・・越前和紙や越前水仙、恐竜を活用した工作

「遊」・・・福井駅周辺の自然資源を活用した活動

②造成にあたり、嶺北地方を主とした福井の潜在的魅力や地域資源のほか旅行者（外国人旅行者含む。）ニーズなどを踏まえ、集客が見込めるメニューとし、それぞれに明確なターゲット設定を行うこと。

③体験に要する時間は、30分から60分を目安とし、内容によって時間を要するものは、その限りではない。

④メニュー実施時には必ず講師を確保し、インバウンド向けには、必要に応じて多言語対応を行うこと。

⑤1種は、福井市に関連したメニュー（例：養浩館、一乗谷朝倉氏遺跡、越前水仙、笏谷石など）とすること。

⑥1種は、外国人旅行者向けのメニューとすること。

⑦1種は、移動や宿泊とのセットプランでの販売も可能とすること。

⑧開催時期及び回数

造成する体験メニューは、複数回の受入れ（予約受付・実施）が可能な内容とすること。
具体的には、夏休み期間中に、1種以上を延べ7日間程度、秋の行楽期及び年末年始に、全メニューの合計（延べ）で30日程度の受入れ（予約受付・実施）が望ましい。
その他期間の受入れ（予約受付・実施）は任意とする。

(3) OTAを活用した予約及び販売スキームの構築

①メニューの申込は、事前予約制とすること。

②予約受付に向け、拠点の空き状況と講師確保を含めた実施可否の確認、調整を行うこと。

③OTAによる予約管理、問い合わせ対応、キャンセル対応を行うこと。

④Instagram等のSNS発信、レビューや口コミの活用、旅行予約サイト等での広告、プロモーションを行うこと。

※プロモーション手法は、ターゲット層に応じて選択すること。

(4) 体験時のサービス向上

①わかりやすい説明や案内に向けて、ネット環境の整備、多言語対応等に必要な機材はリース（消耗品を除く。）にて調達すること。

②講師に対する事前研修を実施すること。

※拠点管理スタッフも参加させるなど、スキル向上と恒久的活用を図ること。

(5) 体験準備と実施

①会場準備、原状復帰、体験に必要な機材や材料等の事前確認を行うこと。

②参加者へのアンケートを実施し、効果分析すること。

【留意事項】

- ・体験拠点の確保に係る賃料やリース料、保管料等が発生する場合、委託料にて支出できるものとする。なお、テーブルや椅子などの什器類は、原則、拠点に備え付けのものを活用し、不足分が生じる場合及び必要な機材等（消耗品を除く。）はリースにて調達すること。
- ・メニューの実施に必要な体験用機材、工具、材料等は、そのメニューを提供する事業者から調達し、その機材等を活用すること。
ただし、準備する機材にひと手間加えることで、より魅力ある体験に繋がる場合は、委託料において必要な機材を支出できるものとする。ただし、消耗品程度のものに限る。
- ・体験の実施にあたり安全管理、リスク対策の徹底を図ること。
また、受注者は、体験の実施に伴う事故等に備え、参加者傷害保険及び施設賠償責任保険等、必要な保険に加入すること。
- ・造成するメニューは、県内観光地、伝統産地への誘導、周遊やメニュー間の連携に繋がるよう考慮すること。
- ・販売価格設定、販売手法、情報発信を含め、持続可能な商品化を図ること。
- ・将来的に、拠点と連携し、予約不要で実施できるメニューの実現を目指すこと。

6. 精算

(1) 本業務に要する一切の経費（消耗品費、広告費、通信費、保険料、什器・機材のリース料等）は、受注者が見積のうえ、参加費を差し引いた額を委託料とし、市に対して別途の実費

精算（領収書等に基づく後払い）を行うことはできない。

- (2) 参加費の設定は、メニューの持続可能性及び自走化を見据え、受注者が適切に算定のうえ市と協議して決定するものとする。
- (3) 受注者は、参加費及び本業務に係る収支について、市から求めがあったときは、速やかに必要な資料を提出し、説明を行うものとする。

7. 成果物の提出

(1) 提出物

- ①業務実績報告書（写真等履行状況が確認できるもの含む。）
- ②アンケート結果、分析報告書
- ③打ち合わせ資料、関係機関等協議資料
- ④その他市が指示する書類等

- (2) 提出場所 福井市商工労働部観光文化スポーツ局観光振興課

8. 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の履行に係る成果物の所有権は全て発注者に帰属する。
- (2) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を当該著作物の引き渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

9. 個人情報の保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を順守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

10. 損害賠償責任

- (1) 受注者は、疾病、食中毒、暴風雨、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象等の不可抗力により本業務の全部又は一部の実施が困難となり、受注者に損害が生じた場合においても、市に対しその損害の賠償を請求することができないものとする。
- (2) 受注者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関連して、市又は第三者（体験メニューの利用者を含む。）に損害を与えた場合には、受注者の責任及び負担において、これを賠償するものとする。
- (3) 本業務の実施に関連して、体験メニューの利用者その他第三者との間に生じた苦情、紛争、事故その他一切の係争については、受注者が自己の責任及び費用において対応し、解決を図るものとし、市は当該係争について一切関与せず、責任を負わないものとする。
- (4) 前項の係争に関連して、第三者から市に対し損害賠償請求その他の請求がなされた場合には、受注者は自己の責任及び費用によりこれを解決するとともに、市に生じた損害（弁護士費用を含む。）を補償するものとする。

1 1. 支払方法

本業務に係る委託料については、業務開始にあたり委託料の一部を前払いできるものとする。

1 2. 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守して行うものとする。

1 3. 再委託の禁止

本業務を行うにあたり、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合には、第三者に委託し、又は請け負わせることができることとする。

1 4. 注意事項

(1) 受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。

また、業務完了後も同様とすること。

(2) 著作権・知的財産権等については、下記に留意すること。

① 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、知的財産権、その他権利に抵触しないこと。

② ①に関わらず、第三者の著作権、知的財産権、その他権利を行使する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

1 5. その他

この仕様書は、本業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、受注者と市の協議により、改めて決定する。